

診断された医療機関において、患者さんにお渡しくださいますようお願いいたします。

保健所からのお願い 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

R4.9 山口県新型コロナウイルス感染症対策室

- 1 新型コロナウイルス感染症と診断された方（陽性者となった方）には、保健所から、健康状態の確認に必要な、HER-SYS ID をお知らせする SMS（ショートメールメッセージ）を送信していますので、ご確認をお願いします。
軽症・無症状の方は、原則として自宅療養となります。
重症化の恐れがあると保健所が判断した方についてのみ、別途、保健所から電話連絡をします。
なお、体調がすぐれない方は、直ちに、管轄の保健所へご連絡ください。
- 2 あなたが陽性になったことを、職場や学校など所属に対し、ご連絡をお願いします。
- 3 あなたと接触し、感染の可能性がある方のチェックをお願いします。
※ あなたが陽性者になったことを、感染可能期間中に接触した方に対し、ご連絡をお願いします。

<感染の可能性がある方をチェック>

あなたと、感染可能期間中（※）に接触した方はいますか。

※ 感染可能期間とは、あなたの発症日（無症状の場合は、検体採取日）の2日前から現在までの期間。

期間中に接触した人がいる

接触した人がいない

あなたと接触した人は、手が触れる距離（1m程度）で、15分以上、マスクをせずに会話をしましたか。

例) 「会話をしながら食事をした」
「換気の悪い場所で長時間の会話をした」など

感染の可能性はありません。

した

していない

感染の可能性があります。

感染の可能性は低いと思われます。

- ・外出を制限する必要はなし。
- ・ただし、あなたと最終接触した日の翌日から7日間は、高齢者との接触や不特定多数の人が集まる場などへの参加を控えること。

- 4 感染可能期間中に接触した方に対し、県ホームページに掲載している「新型コロナ陽性者と接触のあった方へのお願いについて」（緑色リーフレット）をご案内ください。
- 5 療養期間中は、感染拡大を防ぐため、外出の自粛をお願いします。

※有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合

⇒ 次のとおり自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

- ・外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用すること
- ・移動時は公共交通機関を使わないこと 等

- 6 陽性と診断されてから療養終了までの流れは、県ホームページをご確認ください。また、疫学調査のオンライン入力にご協力ください。

検索 山口県 コロナ 診断された方へ



※ 下関市にお住まいの方は、下関市ホームページをご確認ください。

山口県ホームページ

<お問い合わせ先> ※お住まいの地域を管轄する保健所にご連絡ください。

保健所名	所在地	電話番号	お住まいの地域（管轄地域）
岩国健康福祉センター	740-0016 岩国市三笠町1-1-1 岩国総合庁舎内	0827-29-1523	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	742-0031 柳井市南町3-9-3 柳井総合庁舎内	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	745-0004 周南市毛利町2-38 周南総合庁舎内	0834-33-6424	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1 総合保健会館内	083-934-2532	山口市
山口健康福祉センター-防府保健所	747-0801 防府市駅南町13-40 防府総合庁舎内	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター	755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 宇部総合庁舎内	0836-31-3202	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2667	萩市、阿武町
下関市立下関保健所	750-8521 下関市南部町1-1-1	083-242-0134	下関市